

YAMADA Air Mobile WiMAX 通信サービス重要事項説明

お申し込みになる前に必ずお読みください。

2018年10月1日現在

1. ご契約にあたって

- 必ずご利用になる地域のサービス提供状況をご確認のうえ、お申し込みください。
- ご契約時に記入(または入力)いただいた電話番号・メールアドレス宛てに当社よりご連絡させていただくことがございますが、お客様とご連絡がつかない場合は、利用停止させていただくことがあります。
- ご契約内容(名義・住所・連絡先等)に虚偽の記述があった場合は、契約解除となる場合があります。
- 料金滞りによる契約解除を受けた場合は、お客様情報を携帯電話・PHS・BWA事業者(交換先事業者は契約約款をご確認願います。)との間で交換いたします。

*不払い情報の交換の目的・契約解除後においても、料金不払いのあるお客様の情報を事業者間で交換し、その情報を契約申し込み受付時の加入審査に活用することにより、料金不払いの再発を防止し、利用者全体の公平性と利益を守ることを目的としています(料金不払いの状況によってはお申し込みをお受けできない事があります)。

2. 初期契約解除制度について(個人名義で契約のお客様のみ適用)

- ご契約いただいた通信サービスが利用可能になった日又は本書面をお客様が受領した日のいずれか遅い日から起算して8日を経過するまでの間、書面により本契約(料金プランを変更する場合は、その変更を内容とする契約とします。)の解除(以下「初期契約解除」といいます。)を行うことができます。この効力は書面を発送した時に生じます。
- 初期契約解除を行った場合は、次のとおり取り扱います。

■新規契約の場合

- ・本契約により発生した登録料、ユニバーサルサービス料及び契約解除までに提供を受けた通信サービス利用料をご請求します。本契約に基づき当該料金以外の金銭等を受領している場合、当該金銭等をお客様に返還します。
- ・オプションサービスに加入している場合は、初期契約解除と同時に解約されます。
- ・お客様が本契約の締結と同時に当社から購入した端末は、初期契約解除後速やかに当社指定の場所へご返却いただきます。詳細条件は、重要事項説明書の「[別掲]端末返還特約」をご参照ください。

■料金プラン変更の場合

- ・料金プランを変更した時点で遡って変更前の料金プランを適用します。

- ツープラスサービスへの変更契約後の書面解除の場合、YAMADA Air Mobile WiMAX通信サービスを変更前の状態に復します。(以下は一例。)

変更前プラン	変更後プラン	解除行使、復帰先
シングルサービス	ツープラスサービス	なし(契約解除)
シングルサービス内でのプラン変更		翌月に変更前プランに復す。
ツープラスサービス内でのプラン変更		行使用に変更前プランに復す。

- 本契約を特定できる事項(受付番号・契約者住所・契約者氏名)を記載した書面を郵送等によりご提出ください。当該書面の提出に要する費用は、お客様にご負担いただけます。

- 初期契約解除制度の間合わせ先について

YAMADA Air Mobile WiMAX通信契約をお申込みいただいた店舗もしくは、YAMADA Air Mobile WiMAXお客様サポートセンターへお問い合わせください。

3. YAMADA Air Mobile WiMAX サービスについて

- YAMADA Air Mobile WiMAX通信サービスには、「シングルサービス」と「ツープラスサービス」の2種類があります。

	サービスエリア	インターネット接続方式
シングルサービス	WiMAXエリア	WiMAX方式(BWAアクセス)
ツープラスサービス	WiMAXエリア/WiMAX2+エリア/au 4G LTEエリア(オプション)	WiMAX/WiMAX2+方式(BWAアクセス)/LTE方式(オプション)

*2020年3月31日をもって、WiMAX方式の提供を終了いたします。これに伴いシングルサービスはご利用いただけなくなります。なお、ツープラスサービスについては、WiMAX方式以外のインターネット接続方式により、引き続きご利用いただけます。

【共通】

- ベストエフォート方式を採用しているため、実際にインターネット接続を行った際の速度を保証するものではありません。電波状況や回線の混雑状況、ご利用の端末などにより通信速度が異なります。
- 電波を使用しているため、トンネル・地下・屋内ビルの陰・山間部等の電波の届かない所や、サービスエリア外ではご利用いただけません。また、利用中に電波状態の悪い場所に移動した場合は、通信が切れる場合があります。
- 電波の性質上、電波状態は刻々と変動します。ご利用の機器で表示される電波状況については目安としてご利用ください。
- ネットワークの保守メンテナンス等により、サービスがご利用いただけない場合があります。
- 迷惑メール送信防止のため、Outbound Port 25 Blocking(インターネット上へのTCP25番ポートを宛先とした通信の制限)を実施しています。メール送信の際は、587番ポートなど、25番以外のポートをメールソフト等に設定してご利用ください。対応状況および設定方法はメールサービスをご契約されている事業者等へお問い合わせください。
- 当社ではインターネット上でオンラインによる各種申込状況の確認や変更が出来るサービス「My YAMADA」を提供いたします。

【シングルサービス】

- ネットワークへの過大な負荷が生じるのを防ぐため、一度に大量のデータを受送する通信が一定期間継続された場合、通信速度を制限させていただくことがあります。
- インターネット接続の提供にあたり、原則として動的にプライベートIPv4アドレスを1つ割り当てます。

【ツープラスサービス】

- 以下3つの通信モードを選択いただけます。(対応モードは端末の仕様により異なる場合があります)

	利用する方式		
	WiMAX方式	WiMAX2+方式	LTE方式
ノリリットモード	○		
ハイスピードモード	○	○	
ハイスピードプラスエリアモード【オプション料金】		○	○

- 毎月1日より積算したWiMAX2+方式およびLTE方式の合計通信量が7Gbyteを超過した場合、それ以降月末までのWiMAX2+方式およびLTE方式での通信速度を128kbpsに制限させていただきます。通信速度の制限は、翌月1日に順次解除させていただきます。
- 但し、以下のいずれかに該当する場合はハイスピードモードでご利用いただいたWiMAX2+方式による通信量は7Gbyteに含まれることなくご利用いただけます。
 - ・YAMADA Flatツープラス ギガ放題、YAMADA Flatツープラス ギガ放題 auスマホ割(2年)若しくはYAMADA Flat ツープラス ギガ放題 auスマホ割(3年)のプランでツープラスサービスをご契約いただいた場合。但し、エリア混雑状況により速度を制限する場合があります。
 - ・ご契約いただいたツープラスサービスによって、auスマート/リユームが適用されている間(ただし契約期間が4年のプランでツープラスサービスをご契約いただいた場合に限ります)
- ネットワーク混雑回避のため、前日までの直近3日間でツープラスサービスおよびLTE方式の通信量の合計が10GB以上となった場合、ネットワーク混雑時間帯(18時頃から翌日2時頃)にかけてツープラスサービスおよびLTE方式の通信速度を概ね1Mbps*1に制限します。ただし、2時前より継続して利用している通信については、2時以降も最大で6時頃まで制限が継続すること*2があります。
 - *1：送受信の最大速度であり、実際の速度は電波環境等に応じて1Mbps以下となる場合があります。 *2：一旦通信を切断することにより当該制限は解除されます。
- インターネット接続の提供にあたり、プライベートIPアドレスまたはグローバルIPアドレスを動的に1つ割り当てます。
- サービス品質維持及び設備保護のため、24時間以上継続して接続している通信を切断する場合があります。

4. 公衆無線LANサービスについて

【シングルサービス】

- YAMADA Wi-Fiは「シングルサービス」向けの付加サービス(オプション)として提供する、公衆無線LANアクセスサービスです(ツープラスサービスではご利用いただけません)。

- 月額利用料、初期費用は無料です。
- ネットワークの保守メンテナンス等により、サービスがご利用いただけない場合があります。
- ベストエフォート方式を採用しているため、実際にインターネット接続を行った際の速度を保証するものではなく、回線の混雑状況などにより通信速度が異なります。
- サービスエリアによっては、ご利用の通信の種類により、速度が制限される場合があります。
- 電波を使用しているため、サービスエリア内であっても電波の届かない所や、サービスエリア外ではご利用いただけません。また、ご利用中に電波状態の悪い場所に移動した場合は、通信が切れる場合があります。
- YAMADA Wi-Fiを解約する際は、お客様サポートセンターへご連絡ください。

【ツープラスサービス】

「ツープラスサービス」ご契約のお客様は、以下2種類の公衆無線LANアクセスサービスが無料でご利用いただけます。

(1)YAMADA Wi-Fiプレミアム

- YAMADA Wi-Fiプレミアムサービスは「ツープラスサービス」向けの付加サービス(オプション)として提供する、公衆無線LANアクセスサービスです(シングルサービスではご利用いただけません)。
- 月額利用料、初期費用は無料です。
- YAMADA Wi-Fiプレミアムのご利用にあたっては「YAMADA Air Mobile WiMAX通信サービス契約約款」が適用されます。契約約款は右記のURLからご確認ください。http://www.yaimobile.jp/support/form_dl.html
- ネットワークの保守メンテナンス等により、サービスがご利用いただけない場合があります。
- ベストエフォート方式を採用しているため、実際にインターネット接続を行った際の速度を保証するものではなく、回線の混雑状況などにより通信速度が異なります。
- サービスエリアによっては、ご利用の通信の種類により、速度が制限される場合があります。
- 電波を使用しているため、サービスエリア内であっても電波の届かない所や、サービスエリア外ではご利用いただけません。また、ご利用中に電波状態の悪い場所に移動した場合は、通信が切れる場合があります。
- YAMADA Wi-Fiプレミアムを解約する際は、お客様サポートセンターへご連絡ください。

(2)au Wi-Fi SPOT

- WiMAX2+のUIMカードを装着した対応端末で接続機能を有効にいただくことでご利用いただけます。
- au Wi-Fi SPOTのご利用にあたっては「au Wi-Fi SPOT利用規約」が適用されます。規約は右記のURLからご確認ください。http://www.uqwimax.jp/signup/term/
- SSID「au_Wi-Fi2」に対応した国内のスポットでご利用いただけます。海外でのご利用はできませんのでご注意ください。

5. 「ヤマダオプションストア」について

- 月の途中でのお申し込み、廃止の場合、オプションストア利用料の日割り計算は行いません。
- 本オプションサービスについては、ヤマダオプションストア利用規約に基づき、提供します。利用規約は、お客様マイページの「My YAMADA」内のオプションストアのホームページ http://option.uqwimax.jp/yamada に掲載されております。

6. 「シングルサービス」の料金について

※2020年9月31日にシングルサービスの提供を終了するため、2018年9月30日をもってシングルサービス(YAMADA 1 Dayを除きます)の新規受付を停止させていただきます。

1. 本サービスの料金は以下のとおりです。

(1) プラン名称：YAMADA Step

基本使用料 ^(※1)	パケット通信料 ^(※2)	無料パケット数 ^(※3)	上限額 ^(※4)	登録料	最低利用期間 ^(※5)
362円/月	0.04円/パケット	9,050/パケット	4,743円/月	3,000円	課金開始日 ^(※6) から30日間 ^(※7)

※1：月の途中でのご加入またはご解約の場合、基本使用料はご利用日数分の日割額となります。ただし、無料パケット数は、ご利用日数に関わらず9,050/パケットとなります。

※2：パケット通信料は、送受信したパケット量に応じて課金されます(1/パケット=128バイト)。受信状況や受信したデータより正しく受信されない場合でもパケット通信料がかかります。

※3：基本使用料に含まれます。

※4：基本使用料362円およびパケット通信料上限4,381円を合計した金額となります。

※5：最低利用期間内にご解約された場合は、2,000円の契約解除料が発生します。

※6：「課金開始日」とは、本サービスの提供を開始した日(インターネット接続の設定を完了した日から一定期間が経過した日又は最初のご利用があった日のいずれかに提供を開始したものと当社がみなした場合は、その日とします)。以下同様とします。

※7：課金開始日当日を含みます。

(2) プラン名称：YAMADA Flat

基本使用料 ^(※1)	4,267円/月	パケット通信料	無料	登録料	3,000円	最低利用期間 ^(※2)	課金開始日から30日間 ^(※3)
-----------------------	----------	---------	----	-----	--------	------------------------	-----------------------------

※1：月の途中でのご加入またはご解約の場合、基本使用料はご利用日数分の日割額となります。

※2：最低利用期間内にご解約された場合は、2,000円の契約解除料が発生します。

※3：課金開始日当日を含みます。

(3) プラン名称：YAMADA Flat 年間/スポーツ

基本使用料 ^(※1)	3,696円/月	パケット通信料	無料	登録料	3,000円	年間/スポーツ適用期間 ^(※2)	適用開始日を含む月から12ヶ月間 ^(※3)
-----------------------	----------	---------	----	-----	--------	-----------------------------	----------------------------------

※1：月の途中でのご加入またはご解約の場合、基本使用料はご利用日数分の日割額となります。

※2：適用開始日を含む月または更新月^(※4)から12ヶ月間が年間/スポーツ適用期間となります。

※3：YAMADA Flat年間/スポーツの課金開始後、ご解約又は料金プランの変更の際は、次のいずれかに該当する場合は、5,000円の年間/スポーツ解除料^(※5)が発生します。

1) 満了月^(※4)の末日又は更新月に解約された場合。 2) 更新月又はその翌月に料金プランの変更が適用される場合。

※4：適用開始日を含む月から12ヶ月目を「満了月」、その翌月を「更新月」といいます。なお、年間/スポーツ適用期間は自動更新となります。

※5：年間/スポーツ解除料の加算 WIMAX機器の購入と同時にYAMADA Flat年間/スポーツにご加入いただいた場合、適用開始日を含む月から12ヶ月間の年間/スポーツ解除料は9,500円となります。

(4) プラン名称：YAMADA 1Day

都度利用料	572円/1日	登録料	無料	通信料	無料	最低利用期間	なし
-------	---------	-----	----	-----	----	--------	----

2. 料金プランの変更^(※1)

(1) 料金プランを変更する場合は、お申し込み翌月からの適用となります。

※1：YAMADA Step、YAMADA Flat、YAMADA Flat年間/スポーツ間の変更のみとなります。

3. オプション名称：WiMAX機器追加オプション

機器追加料(1台追加につき) ^(※1)	191円/月	初期費用	100円/台
--------------------------------	--------	------	--------

※1：機器追加料は月間で追加登録されたWiMAX機器の合計数を乗じた金額となります。日割り計算は行いません。WiMAX機器追加オプションは1つの料金契約において2台まで追加が可能です。

4. オプション名称：WiMAXファミ得/バック

当社が別に定める方法により、1つの通常料金契約において同時に2つのWiMAX機器にWiMAX回線を設定して通信をおこなうことが出来るサービスを提供します。WiMAXファミ得/バックは、会員ポータル「My YAMADA」よりお申し込みください。(店頭ではお申し込みいただけません)

WiMAXファミ得/バック利用料 ^(※1)	2,172円/月	初期費用	無料
----------------------------------	----------	------	----

※1：月途中でのお申し込み、廃止の場合、WiMAXファミ得/バック利用料の日割り計算は行いません。1つの料金契約において同時に2台までご利用いただけます。ご利用にあたってWiMAX機器追加オプションのお申し込みが必要です。

5. オプション名称：グローバルIPアドレスオプション

グローバルIPアドレスオプション利用料 ^(※1)	96円/月	登録料	無料
-------------------------------------	-------	-----	----

※1：月途中でのお申し込み、廃止の場合、グローバルIPアドレスオプション利用料の日割り計算は行いません。

6. 料金計算について

(1) 実際にお支払いいただく額は、税抜額に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額となります。

7. 「ツーラスサービス」の料金について

1. 本サービスの料金は、以下の通りです。

(1) 基本料金プラン

プラン名	基本使用料 ^(※2)	登録料	契約期間
YAMADA Flatツーラス ギガ放題	4,880円/月	3,000円	24ヶ月間 ^(※3)
YAMADA Flatツーラス ギガ放題 auスマホ割(2年) ^(※1)	4,880円/月	3,000円	24ヶ月間 ^(※3)
YAMADA Flatツーラス ギガ放題 auスマホ割(3年) ^(※1)	4,880円/月	3,000円	36ヶ月間 ^(※3)
YAMADA Flatツーラス	4,196円/月	3,000円	24ヶ月間 ^(※3)
YAMADA Flatツーラス auスマホ割(2年) ^(※1)	4,196円/月	3,000円	24ヶ月間 ^(※3)
YAMADA Flatツーラス auスマホ割(3年) ^(※1)	4,196円/月	3,000円	36ヶ月間 ^(※3)
YAMADA Flatツーラス auスマホ割(4年) ^(※1)	4,196円/月	3,000円	48ヶ月間 ^(※3)

※1：auスマート/ビュー-mineのお申し込みに対応した料金プランです。auスマート/ビュー-mineの適用を受けるためには、別途auへお申し込みいただく必要があります。

※2：月の途中でのご加入またはご解約の場合、基本使用料はご利用日数分の日割額となります。月末時点でご利用の場合、別途ユニバーサル料2円/月がかかります。日割り計算は行いません。

※3：新規ご加入時は、課金開始日を含む月の翌月末までを1ヶ月目とします。契約期間の24ヶ月目(または36ヶ月目若しくは48ヶ月目)を「満了月」、その翌月を「更新月」とします。契約期間の設定された料金プランを課金開始後に解約する場合、満了月の末日又は更新月を除き契約解除料が発生します。

(2) 契約解除料について

契約解除料は9,500円です。但し、契約期間の設定された料金プランのツーラスサービスの場合、当該料金プランの契約期間が満了し、自動更新されるまでの間、契約解除料を以下とする条件が適用されます。

プラン契約期間 ^(※1)	契約解除料		
	契約期間が24ヶ月の料金プラン YAMADA Flatツーラス ギガ放題・YAMADA Flatツーラス ギガ放題 auスマホ割(2年)・ YAMADA Flatツーラス・YAMADA Flatツーラスauスマホ割(2年)	契約期間が36ヶ月の料金プラン YAMADA Flatツーラス ギガ放題 auスマホ割(3年) YAMADA Flatツーラスauスマホ割(3年)	契約期間が48ヶ月の料金プラン YAMADA Flatツーラスauスマホ割(4年)
1ヶ月目～12ヶ月目	19,000円	19,000円	19,000円
13ヶ月目～24ヶ月目	14,000円	14,000円	14,000円
25ヶ月目～36ヶ月目	-	9,500円	9,500円
37ヶ月目～48ヶ月目	-	-	9,500円

※1：新規ご加入時は、課金開始日を含む月の翌月末までを1ヶ月目とします。

(3) 料金プランの自動更新について

料金プランは契約期間の満了をもって自動更新となり、ご契約いただいた料金プランに応じた契約期間が更新月を1ヶ月目として再度適用されます。

(4) LTEオプション料

「YAMADA Flatツーラスギガ放題 auスマホ割(3年)」 「YAMADA Flatツーラスauスマホ割(3年)」又は「YAMADA Flatツーラスauスマホ割(4年)」を契約されている場合、オプション料は加算されません。その他のプランを契約されている場合で、ハイスピードプラスエリアモードで接続を行った月は、以下のご利用料金が加算されます。ただし、「auスマート/ビュー-mine」を契約されている月(契約月、解約月を含みます)は、加算されません。

利用料	1,005円/月 ^(※1)	登録料	無料
-----	--------------------------	-----	----

※1：月の途中でのご加入またはご解約の場合であっても、LTEオプション料は日割となります。

(5) グローバルIPアドレスオプション利用料

グローバルIPアドレスオプション用APN^(※1)に接続を行った月は、以下のご利用料金が加算されます。

利用料	96円/月 ^(※2)	登録料	無料
-----	-----------------------	-----	----

※1：グローバルIPアドレスオプションのご利用にあたり、事前のお申込みは不要です。WiMAX 2+対応機器の接続先をグローバルIPアドレスオプション用APNに変更することでご利用いただけます。

※2：月の途中での接続先変更の場合であっても、グローバルIPアドレスオプション利用料は日割となります。

2. 料金プランの変更

(1) 料金プランは変更を行うことができます。変更を行う場合、新しいプランは翌月から適用となります。

(2) 契約期間の異なる料金プランへ変更を行った場合、新しいプランの契約期間は1ヶ月目からとなります。

(3) 契約期間の設定された料金プランを満了月または更新月以外に変更手続きした場合、契約解除料が発生します。

(契約解除料の発生する料金プラン変更)

・auスマホ割の契約期間の設定が短い料金プランに変更した場合

但し、満了月または更新月に料金プラン変更手続きを行った場合、契約解除料は発生しません。

※2015年2月19日以前に「UQ Flatツーラスauスマホ割(2年)」をお申し込みいただいたお客様がauスマホ割に対応していない「YAMADA Flatツーラス」へ変更した場合、契約期間が共通のプランへの変更となりますが、契約解除料が発生し、契約期間は1ヶ月目からとなります。「YAMADA Flatツーラス ギガ放題」又は「YAMADA Flatツーラス ギガ放題

auスマホ割(2年)」への変更については、契約解除料は発生せず、契約期間も引き継ぎとなります。

3. YAMADA Flatツーラスおトク割の適用

別途定めるWiMAX機器のご購入と同時に、契約期間の設定された料金プランを選択して新たにご加入いただいた場合、毎月の料金を割引します。割引内容の変更および終了時期についてはWEB等の媒体にて告知します。

プラン名	YAMADA Flatツーラス おトク割 割引額	割引期間
YAMADA Flatツーラス ギガ放題	500円/月 ^(※1)	24ヶ月間 ^(※2)
YAMADA Flatツーラス ギガ放題 auスマホ割(2年)	500円/月 ^(※1)	24ヶ月間 ^(※2)
YAMADA Flatツーラス ギガ放題 auスマホ割(3年)	500円/月 ^(※1)	36ヶ月間 ^(※2)
YAMADA Flatツーラス	500円/月 ^(※1)	24ヶ月間 ^(※2)
YAMADA Flatツーラス auスマホ割(2年)	500円/月 ^(※1)	24ヶ月間 ^(※2)
YAMADA Flatツーラス auスマホ割(3年)	500円/月 ^(※1)	36ヶ月間 ^(※2)
YAMADA Flatツーラス auスマホ割(4年)	500円/月 ^(※1)	48ヶ月間 ^(※2)

※1：月途中でのご加入または解約を行った場合、割引額は日割りとなります。

※2：新規ご加入時は、課金開始日を含む月の翌月末までを1ヶ月目とします。

〈長期利用割引の適用〉

- 「YAMADA Flatツープラスおトク割」の割引期間の満了後、対象種別の回線契約をさらに継続して契約されているお客様には、「YAMADA Flatツープラスおトク割」適用前の基本使用料から下記の料金額を毎月割引します。

対象プラン名	割引額
YAMADA Flatツープラス ギガ放題・YAMADA Flatツープラス ギガ放題 auスマホ割(2年)・YAMADA Flatツープラス ギガ放題 auスマホ割(3年)・YAMADA Flatツープラス・YAMADA Flatツープラスauスマホ割(2年)・YAMADA Flatツープラス auスマホ割(3年)・YAMADA Flatツープラスauスマホ割(4年)	500円/月 ^(※1)

※1：月途中での加入または解約を行った場合、割引額は日割りとなります。

4. ギガ放題お試し割引の適用

「YAMADA Flatツープラス ギガ放題」「YAMADA Flatツープラス ギガ放題 auスマホ割(2年)」又は「YAMADA Flatツープラス ギガ放題 auスマホ割(3年)」を選択して新たにご加入いただいた場合、毎月の料金を割引します。本割引はおトク割と併せて適用します。割引内容の変更および終了時期についてはWEB等の媒体にて告知します。

プラン名	割引額	割引期間
YAMADA Flatツープラス ギガ放題	684円/月 ^(※1)	3ヶ月間 ^(※2)
YAMADA Flatツープラス ギガ放題 auスマホ割(2年)		
YAMADA Flatツープラス ギガ放題 auスマホ割(3年)		

※1：月途中での加入または解約を行った場合、割引額は日割りとなります。

※2：課金開始日を含む月の月末までを1ヶ月目とします。

料金プランへ変更した場合、割引期間の満了前であっても変更前プランの適用開始をもって本割引は終了します。この場合、再度「YAMADA Flatツープラス ギガ放題」「YAMADA Flatツープラス ギガ放題 auスマホ割(2年)」又は「YAMADA Flatツープラス ギガ放題 auスマホ割(3年)」へ変更を行った場合においても、割引の適用は行われません。

8. WiMAXまとめてプランの適用

当社が別に定める方法によりご加入されたお客様について、基本使用料に下表の加算料を加える取扱い(以下「WiMAX まとめてプラン適用」といいます。)を行います。

種別 ^(※1)	加算料 ^(※2)	適用期間 ^(※3)	解除料 ^(※4)
WiMAXまとめてプラン800(T8)	741円/月	適用開始日を含む月の翌月から24ヶ月	加算料×残り月数 ^(※5)
WiMAXまとめてプラン1040(T8)	963円/月		
WiMAXまとめてプラン1670(T8)	1,547円/月		

※1：料金契約単位において同時に適用可能なWiMAXまとめてプランは1つとなります。WiMAXまとめてプランの種別を変更することはできません。

※2：WiMAXまとめてプランのお申込み完了した月の翌月から適用開始となります。料金契約と同時にのお申込みの場合は、課金開始月の翌月の適用開始となります。適用開始日を含む月の翌月から起算してその廃止日を含む月の翌月までの期間について、加算料をお支払いいただきます。なお、加算料については日割りを行いません。

※3：適用開始日を含む月の翌月から起算して24ヶ月目の末日をもって自動的に終了します。

※4：次のいずれかに該当した場合は、WiMAXまとめてプラン解除料が発生します。

1) WiMAXまとめてプランの適用を行っている料金契約を解除した場合。 2) WiMAXまとめてプランの適用を行っている料金契約プランを変更した場合。 3) お申出によりWiMAXまとめてプランの適用を廃止した場合。

※5：残り月数は、下表のとおり、24から継続月数(適用開始日を含む月の翌月から起算してWiMAXまとめてプラン解除料の発生事由に該当した日を含む月までの月数をいいます。)を差し引いて算出します。

継続月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
残り月数	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0

9. 料金のお支払いについて

【YAMADA StepおよびYAMADA Flat, YAMADA Flat 年間パスポート, YAMADA Flatツープラス, YAMADA Flatツープラス ギガ放題をご契約の場合】

1. お支払い方法について

(1) 選択いただけるお支払い方法は、以下のとおりです。

- ①個人名義の場合:クレジット決済 ②法人名義の場合:クレジット決済または口座振替決済

※ただし、WiMAXまとめてプランを含む契約の場合、個人名義、法人名義を問わずお支払い方法は、クレジットカード決済のみとなります。

(2) ご利用可能なクレジットカード会社、および口座振替が可能な金融機関は、申込書の記載をご参照ください。

(3) クレジットカードまたは口座振替によるお支払いができなかった場合は、払込用紙により、別途指定のコンビニエンスストアでお支払いいただくことがあります。

(4) 口座振替によるお支払いは、金融機関との手続が完了するまでに1〜2ヶ月かかる場合があります。手続が完了するまでの間の1〜2回目、払込用紙により別途指定のコンビニエンスストアでお支払いいただきます。

(5) 払込用紙によるお支払いの場合、150円/月の窓口支払手数料をご請求させていただきます。ただし、口座振替をお支払い方法にご指定いただき、金融機関との手続が完了するまでに発行する場合は、2回まで窓口支払手数料を無料といたします。

2. ご利用料金のご請求について

ご利用料金については以下の内容でご請求いたします。

(1) YAMADA Air Mobile WiMAX通信サービスのご利用料金は毎月1日から月末までのご利用分を翌月に請求させていただきます。ただし、当社が必要と認めるときは、月途中でのご請求させていただきます場合があります。

(2) 当社指定の支払期日までにお支払いが確認できない場合は、1督促通知ごと300円の督促手数料や年14.5%の延滞利息を請求させていただくほか、利用停止させていただきますことがあります。また、利用停止期間中の基本使用料等の料金につきましては、ご請求させていただきます。

(3) ご契約中または過去にご契約のあった当社電気通信サービス(YAMADA Air Mobile WiMAX通信サービス以外も含みます。)のうち、いずれかについてご利用料金等のお支払いがない場合は、全てのご契約について合わせて利用停止または契約解除させていただきますことがあります。

3. 請求書について

請求書については以下の内容で提供いたします。

(1) 紙面による請求書は発行いたしません。毎月の請求金額は、My YAMADAで確認いただけます。

(2) 紙面による請求書をご希望の場合は、My YAMADAから請求書発行サービスをお申し込みください。

(3) 請求書発行手数料として100円/月を承ります。(クレジットカード決済の場合には請求書発行サービスはご利用になれません。お支払いにご指定いただいたクレジットカード会社の明細をご確認ください。)

【YAMADA 1 Dayをご契約の場合】

1. お支払い方法について

(1) 選択いただけるお支払い方法は、クレジットカードのみとなります。

(2) ご利用可能なクレジットカード会社は、お申し込み画面の記載をご参照ください。

2. ご利用料金のご請求について

(1) YAMADA Air Mobile WiMAX通信サービスのご利用料金は毎月1日から月末までのご利用分を翌月に請求させていただきます。

(2) 当社指定の支払期日までにお支払いが確認できない場合は、1督促通知ごと300円の督促手数料や年14.5%の延滞利息をご請求させていただくほか、利用停止させていただきますことがあります。

(3) ご契約中または過去にご契約のあった当社電気通信サービス(YAMADA Air Mobile WiMAX通信サービス以外も含みます。)のうち、いずれかについてご利用料金等のお支払いがない場合は、全てのご契約について合わせて利用停止または契約解除させていただきますことがあります。

10. 暗証番号について

1. 新規お申し込み時にご登録いただきました「暗証番号」は、ご契約者様ご本人を確認するための重要な番号ですので、お忘れにならないようご注意ください。また、第三者の方へ番号を開示しないでください。

2. 暗証番号の主な利用用途は、以下の通りです。

- ・YAMADA Air Mobile WiMAXお客様サポートセンターにお問い合わせいただいた際に、ご契約者様ご本人であることを確認するために利用する場合があります。

- ・YAMADA Air Mobile WiMAXポータルメニュー内の各種お手続きの際のログイン認証に利用します。

- ・My YAMADAなど、当社が提供する各種サービスの初期パスワードとして利用する場合があります。

11. 未成年者のご契約について

1. 未成年者のご契約にあたっては、次の親権者同意事項に同意の上お申し込みいただけます。小学生以下の方がご契約いただくことはできません。

(1) 未成年者によるお申し込み時の親権者同意事項

私は、親権者等の法定代理人の代表者として、契約申込者が株式会社ヤマダ電機と、YAMADA Air Mobile WiMAX通信サービス契約約款に基づき利用契約を締結すること、利用開始以降YAMADA Air Mobile WiMAX通信サービスに関する各種申し込みを行うことについてあらかじめ同意します。^(※1)なお、契約者本人がYAMADA Air Mobile WiMAX通信サービスの利用料金の支払方法として私名義のクレジットカード^(※2)を指定した場合には、契約者が利用したYAMADA Air Mobile WiMAX通信サービスの利用料金を、指定されたクレジットカードから支払うことにも同意し、万一料金の支払いを滞納することがあれば、その解消に努力します。

(2) 親権者によるお申し込み代理時の同意事項

私は、親権者等の法定代理人の代表者として、申込者(契約者)欄に記載されている者の申込代理人として、株式会社ヤマダ電機にYAMADA Air Mobile WiMAX通信サービス契約約款に基づくサービスの利用を申し込みます。また、契約者本人が株式会社ヤマダ電機と利用開始以降YAMADA Air Mobile WiMAX通信サービスに関する各種申し込みを行うことについてあらかじめ同意します^(※1)。なお、契約者本人がYAMADA Air Mobile WiMAX通信サービスの利用料金の支払方法として私名義のクレジットカード^(※2)を指定した場合には、契約者が利用したYAMADA Air Mobile WiMAX通信サービスの利用料金を、指定されたクレジットカードから支払うことにも同意し、万一料金の支払いを滞納することがあれば、その解消に努力します。

※1：当社はインターネット上オンラインによる各種申込状況の確認や変更が出来るサービス(My YAMADA)を提供いたします。 ※2：別紙「YAMADA Air Mobile WiMAX 親権者同意書」の親権者情報欄の親権者名欄に記します。

2. 未成年者のご契約の場合は、親権者の方にご契約同意のご確認通知をお送りいたします。また、確認の為、親権者の方へお電話を差し上げる場合があります。未成年者のご契約で料金に未納があった場合は、親権者の方に金額等をご案内させていただきます。

12. ご契約の変更・解約について

1. ご契約の変更について

お客様のご契約情報は、「My YAMADA」で変更いただけます。お引越しなどで、住所・連絡先・料金引落し口座等に変更があった際には、必ずお手続きいただきますようお願いいたします。

2. ご契約の解約について

本サービスを解約する際は、YAMADA Air Mobile WiMAXお客様サポートセンターまたは、ヤマダ電機の店頭にて承ります。なお、その際には、ご本人確認として「ご契約者様名」、「契約管理ID」、「暗証番号」を確認させていただきます。

13. 個人情報の利用目的について

【共通】

届け出ていただいたご契約者様の個人情報については、以下の目的に利用いたします。

- | | | |
|---------------------------|---|---|
| 1. ご利用料金(ご請求・お支払い等)に関する業務 | 6. オプションサービス追加・変更に関する業務 | 11. 新サービスの開発、サービス品質の評価・改善に関する業務 |
| 2. 契約審査等に関する業務 | 7. サービス休止に関する業務 | 12. サービス提供に関する施設、機器、ソフトウェアの開発、運用、管理に関する業務 |
| 3. 通信機器等の販売に関する業務 | 8. 現行サービス、新サービス、新メニューに関する情報提供業務 | 13. 商品の不具合、システムの障害、サービスに係る事故発生時の調査・対応に関する業務 |
| 4. お客様相談対応に関する業務 | 9. アンケート調査に関する業務 | 14. その他、契約約款等に定める目的 |
| 5. アフターサービスに関する業務 | 10. 利用促進を目的とした商品、サービス、イベント、キャンペーンに関する業務 | |

【ツールサービス】

KDDI株式会社および沖縄セルラー株式会社が当社と提携して行う割引(auスマート/リユーム)の適用、案内等を行うため、当社は、ツールサービスのご契約お客様の氏名、住所、電話番号、生年月日並びに締結しているツールサービスの内容、提供開始/解約等の日付等、契約のステータスに関する情報をKDDI株式会社および沖縄セルラー株式会社へ通知します。

14. その他

- ・ サービス内容は予告なく変更することがあります。
- ・ 本文中に記載しているサービス名称などは一般に各社の商標または登録商標です。

15. お問い合わせ連絡先

■YAMADA Air Mobile WiMAXお客様サポートセンター
 一般電話 携帯電話から：0120-810-666(通話料無料) 受付時間：10:00～19:00
 お問い合わせの際には、電話番号をよくお確かめのうえ、おかけ間違いのないよう、よろしくお願いたします。

■ホームページからお問い合わせいただけます。
 ホームページアドレス：http://www.yairmobile.jp/ 内のお問い合わせフォーム

16. YAMADA Air Mobile WiMAX 通信サービスを提供する会社

株式会社ヤマダ電機

【別掲】ACアダプタのご利用について

ご利用される機器に充電を行う場合は、取扱説明書に記載のACアダプタを必ずご利用ください。取扱説明書に記載されていないACアダプタをご使用の場合、それに起因する全ての故障や事故は保証の対象外となります。また、それが原因で修理が必要となった場合、製品の保証期限内であっても有償修理となります。

【別掲】端末返還特約

株式会社ヤマダ電機(以下「当社」といいます。)のYAMADA Air Mobile WiMAX通信サービス契約約款に定める通常料金契約(既に締結されている通常料金契約の一部の変更を内容とする契約を含みます。以下「YAMADA Air Mobile WiMAX契約」といいます。)の申込みと同時に当社へ端末機器の購入に係る契約(端末機器を無償で提供する契約を含みます。以下「端末返還特約」といいます。)の申込みを行う者(以下「お客様」といいます。)は、あらかじめ下記の条項に同意していただきます。なお、端末返還特約に関して、本特約に定めのない事項については、当社がウェブサイト等で別途提示する条件が適用されるものとします。

(端末売買契約の解除)
 第1条 当社は、お客様が初期契約解除制度(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第26条の3に規定されている契約の解除に関する制度をいいます。)に基づきYAMADA Air Mobile WiMAX契約を解除した場合は、当該契約に付随して締結した端末売買契約を同時に解除するものとします。

(対象機器の返還等)
 第2条 お客様は、前条の規定により端末売買契約が解除された場合は、当該端末売買契約に基づき当社が引き渡した端末機器(ケーブル、個装箱、取扱説明書及びその他全ての付属品等を含みます。以下「対象機器」といいます。)を原状に復した上で、当社が指定する期日(以下「返還期日」といいます。)までに、当社が指定する場所へ返還していただきます。この場合、その返還に要する費用は、お客様が負担するものとします。

2. 当社は、前項の返還に際して、お客様が対象機器以外の私物等を同梱した場合であって、当該私物等が当社に到着して90日間が経過したときは、お客様が当該私物等の所有権を放棄したものとみなし、当該私物等を任意に処分できるものとします。

3. 当社は、対象機器についてお客様から支払われた代金がある場合は、お客様が指定する金融機関口座への振込みにより返金します。この場合、その振込みに要する費用は、当社が負担するものとします。

(機器損害金の支払義務)
 第3条 当社は、返還期日を経過してもなお対象機器が返還されない場合又は返還された対象機器に破損、汚損若しくは水濡れその他の不具合が確認された場合は、お客様に対し、下表に定める機器損害金を請求することができるものとします。この場合、お客様は、当社が指定する期日(以下「支払期日」といいます。)までに、当社指定の金融機関口座へ当該請求額を支払っていただきます。この場合、その振込みに要する費用は、お客様が負担するものとします。

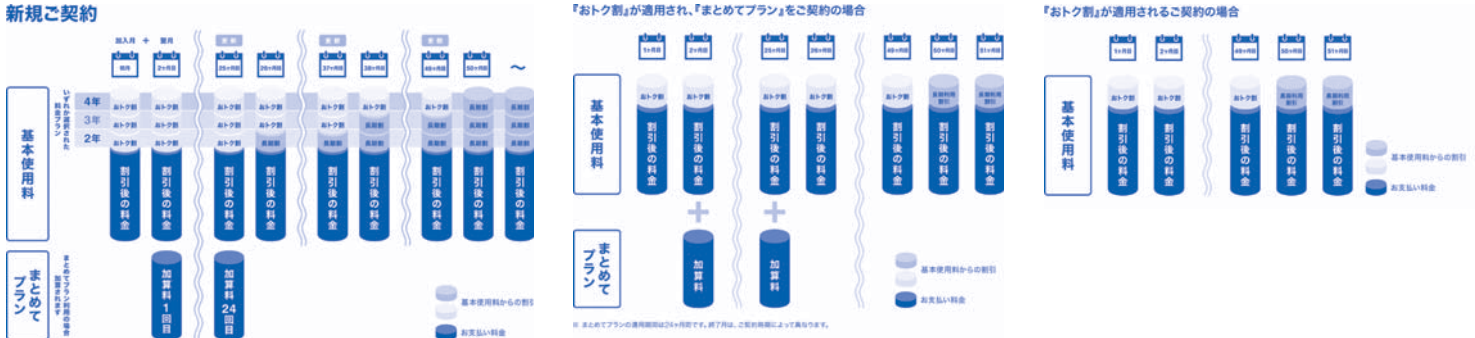
対象機器の種類	機器損害金(税別)	URoad-Stick	13,500円	左記以外	20,000円
---------	-----------	-------------	---------	------	---------

2. 前項の規定によりお客様が機器損害金を支払った場合は、当該対象機器の所有権はお客様に移転します。

(延滞利息)
 第4条 お客様は、機器損害金について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の当社が定める日数について年14.5%の割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。)で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに当社へ支払っていただきます。

(合意管轄裁判所)
 第5条 本特約に関する訴訟については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

【別掲】割引の仕組みについての図示【新規ご契約】



【別掲】割引の仕組みについての図示【料金プラン変更】

